

倉敷市賃貸住宅供給促進計画

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第6条第1項に基づき、倉敷市賃貸住宅供給促進計画を以下のとおり定める。

1 区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標

(1) 住宅確保要配慮者の範囲

法第2条第1項第1号から第5号までに定める者及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号）第3条第1号から第10号までに定める者とする。

また、同条第11号の規定に基づき、海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、LGBTQ※などの性的マイノリティ、UIJターンによる転入者、難病患者、平成30年7月豪雨により被災した者（倉敷市被災者向け民間賃貸住宅家賃助成事業補助金交付要綱第2条第2項に規定する者に限る）又は住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者を住宅確保要配慮者とする。

(2) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標

① 公的賃貸住宅

倉敷市住生活基本計画に定められた公営住宅の供給の目標量を踏まえ、民間活力による事業手法の導入を検討し、公的賃貸住宅を公平かつ的確に供給する。

② 法第8条の登録を受けた住宅

地域における賃貸用の空き家・空き室を有効活用し、住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅の供給の促進を図る。

2 目標を達成するために必要な事項

(1) 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項

倉敷市住生活基本計画を踏まえ、既存の公的賃貸住宅ストックを有効に活用するとともに、公的賃貸住宅の管理等を行う主体間の連携の下で推進する。

(2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項

賃貸人等に対し、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に係る情報提供及びその管理の状況に係る指導監督等を適切に実施することにより、円滑な入居を促進する。

(3) 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項

適正な維持管理や計画的な維持修繕が実施されるよう、賃貸人等に対する啓発を図る。

3 計画期間

令和2年4月1日から令和18年3月31日までとし、必要に応じて改正する。

※LGBTQ：女性同性愛者（Lesbian）、男性同性愛者（Gay）、両性愛者（Bisexual）、身体と心の性が一致しないで性別に違和を感じる人（Transgender）、自分自身のセクシュアリティを決められない、分からない、または決めない人（Questioning）の頭文字をとった言葉で、性的マイノリティの方を表す総称のひとつ